

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0010 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0010** による。

4 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、**箇条 5**、**箇条 6** 又は**箇条 7** に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することによって行う。

- 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること。
- 当該生産荷口に係る生産方法が、ノウフク生鮮食品にあつては**JAS 0010** の **4.1** に、ノウフク加工食品にあつては**JAS 0010** の **4.2**、**5.2 c**)及び**5.2 d**)に、自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料としたノウフク加工食品にあつては**JAS 0010** の **4.1**、**4.2**、**5.2 c**)及び**5.2 d**)に、ノウフク観賞用の植物にあつては**JAS 0010** の **4.3** に適合するものであること。

5 ノウフク生鮮食品の管理記録

ノウフク生鮮食品の管理記録に記録すべき事項を次に示す。

- 栽培場、飼育場、養殖場、採取場等の所在地
- 生産するノウフク生鮮食品の種類
- 障害者の作業日時及び作業内容

6 ノウフク加工食品の管理記録

ノウフク加工食品の管理記録に記録すべき事項を次に示す。ただし、**c**)にあつては自ら生産していないノウフク生鮮食品を原材料とする場合、**d**)にあつては自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料とする場合に限る。

- a) 製造又は加工したノウフク加工食品の種類
- b) 原材料の区分保管
- c) 受け入れた原材料の格付の表示の有無
- d) 箇条 5 の a)~c)
- e) 原材料として使用するノウフク生鮮食品の種類及び数量並びにその使用割合

7 ノウフク観賞用の植物の管理記録

ノウフク観賞用の植物の管理記録に記録すべき事項を次に示す。

- a) 栽培場，採取場等の所在地
- b) 生産するノウフク観賞用の植物の種類
- c) 障害者の作業日時及び作業内容

制定等の履歴

制 定 平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示第 600 号

最終改正 令和 6 年 3 月 19 日農林水産省告示第 562 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 6 年 3 月 19 日農林水産省告示第 562 号
令和 6 年 4 月 18 日から施行する。